

諮問実施機関：滋賀県知事（琵琶湖環境部自然環境保全課）

諮問日：平成 25 年 1 月 4 日（諮問第 73 号）

答申日：平成 25 年 8 月 1 日（答申第 65 号）

内容：「寺の自然公園法違反に対する是正指導に係る文書一式」の公文書非公開決定（不存在）に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、「自然公園法違反 寺に対する平成 24 年 5 月以降の是正指導に係る一式」（以下「本件対象公文書」という。）につき、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 24 年 10 月 10 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

自然公園法違反 寺に対する平成 24 年 5 月以降の是正指導に係る一式

2 実施機関の決定

同年 10 月 24 日、実施機関は本件公開請求に対して、請求のあった公文書は作成していないため不存在であるとして、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年 12 月 3 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

本件対象公文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

不服申立人が求める公文書は、寺が自然公園法第3種特別地区内で、知事の許可を受けずに工作物の新築・増築等を行った違法行為の是正指導に関する報告書である。

滋賀県は、平成24年4月20日付け滋自第251号で、寺に対し違反行為に係る是正措置と顛末書の提出を求めており、職務怠慢していなければ申立て趣旨の公文書が存在するはずである。

滋賀県職員服務規程第17条は、職員が指導監督や協議を行った時は、速やかに報告書（記録書、復命書）の作成を求める。

「問題解決の進展がない」とか「文書で記録するほどの内容がない」とは、報告書の評価であって、報告書を作成しない理由にはならない。特に本件は、違法行為の是正指導であって、いつどこで、寺の誰にいかなる指導を行い、寺が指導に応じないなら、その記録が後の監督処分等に必要なのである。報告書を作成していなければ、担当者が違う者に代わったときに、何も分からないという状況が起こってくることになる。

実施機関が、平成25年4月8日付けで寺に発出した指導文書である「貴寺院における自然公園法違反の是正について」には、「以前に双方で協議し、提示された屋根形状で了承しているところです」や「他の工作物についても、具体的な是正内容は指示していますので」と書かれており、そうであれば当然、これが復命書もしくは報告書に記載されていなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 寺に対する指導の概要について

現在、実施機関は、寺が所有する信徒会館横の外トイレ、鐘楼堂、消防ポンプ小屋、入山受付小屋および灯籠等が、自然公園法上の許可を得ていないものであるとして、寺に対し、是正措置を講じるよう指導を行っているところである。

3 非公開理由について

平成 24 年 5 月から平成 24 年 10 月 10 日(公文書公開請求日)までの間、寺には、継続的に指導を行ってきたが、問題解決に向けて進展することなく、文書で記録するほどの内容がなかった。そのため、公開請求のあった公文書は作成しておらず、非公開となった。

寺に対しては、平成 24 年 4 月 20 日付けで文書指導を行い、顛末書の提出期限を 5 月末としていたが、寺は提出に応じなかった。このため、以後、電話による催促を継続して行っていたものであり、これを記録する必要はないものと判断した。

なお、請求のあった期間の後、平成 24 年 12 月、平成 25 年 4 月にも文書指導を行っており、請求対象の記録等がなくとも、寺が指導に応じていないという事実は十分認めることができると考えている。

第 5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第 6 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 6 条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、平成 24 年 5 月から請求日である同年 10 月 10 日までの間(以下「請求対象期間」という。)に、実施機関が、自然公園法違反について寺に対して行った是正指導に関する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、本件対象公文書は不存在であるとして本件処分を行ったが、異議申立人はこれを不服として公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討

を行う。

3 本件処分の妥当性について

異議申立人は、滋賀県職員服務規程（以下「服務規程」という。）により職員は復命書等を作成しなければならないとし、違法行為の是正指導については進展の有無に関わらず記録等を作成すべきであること、実施機関が発出した指導文書に、具体的な指示、協議の存在を窺わせる記載があることなどから、本件対象公文書は当然に存在すべきものであると主張している。

一方、実施機関は、寺に対しては、平成24年4月20日付け滋自第251号で文書指導を行った後、請求対象期間においては、当該文書で提出を求めた顛末書が提出されなかったため電話による催促を継続して行っており、記録等を作成する必要はないものと判断したとしている。

確かに、異議申立人が主張するように、服務規程第17条には、「復命」の規定が設けられているものと認められる。

しかしながら、同条は、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもつて復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもつてすることができる」と規定しているものであり、実施機関におけるあらゆる業務について記録等を作成することを求めているものではない。

本件のような電話による軽易な口頭でのやり取りについて、記録等を作成するか否かについては、当該業務を所管する実施機関において、その必要性を判断することが許容されているものであると言える。

また、本件公開請求については、平成24年5月から同年10月10日までという限られた期間の文書が対象となっているところ、請求対象期間の外においては、口頭指導や文書指導が複数回にわたって行われているものと認められるところである。

これらのことから、請求対象期間においては、記録等を要する指導を行っていなかったため本件対象公文書は作成していないとする実施機関の主張には、特段、不自然、不合理な点等は認められないものである。

また、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の主張を覆すに足る具体的な事実や根拠は見当たらない。

4 結論

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書は不存在であるとして行った本件処分は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年 1月 4日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年 2月12日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 2月28日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 3月27日 (第213回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年 5月15日 (第214回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成25年 6月12日 (第215回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年 7月18日 (第216回審査会)	・答申案の審議を行った。